- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定)

 - C:「配偶者家力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告)
 D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提吉等	施策の実施状況及び関連統計等
	(1)女性に対する暴力への社会的 認識の徹底 国民の意識啓発 平成12年度から始めた「女性に	・男女共同参画推進本部「『女性に対する暴力をなくす運動』について」決定(13年6月) ・A「6 広報啓発の推進」 政府広報の積極的な活用のみならず、幅広いメディアを通じて、この問題に関心のない人にも内容が伝わるような広報啓発を工夫して行う必要がある。その際、被害者の心情に配慮することが必要となる。 毎年11月12日から25日の間に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」を積極的に活用し、配偶者からの暴力に関する社会の意識啓発に努めることが必要である。	国民の意識啓発 ・ 女性に対する暴力をなくす運動(男女共同参画推進本部 毎年11月12日~25日) ・ 女性に対する暴力に関するシンポジウムの開催(内閣府 毎年11月25日) ・ 女性に対する暴力に関連する基調講演やパネルディスカッションの実施 ・ テレビ、ラジオの政府公報番組や雑誌広告、広報雑誌等を活用した広報の実施(内閣府) ・ 女性に対する暴力根絶のためのシンポルマークの作成(内閣府 平成14年6月) ・ ドメスティック・パイオレンスをテーマとしたテレビ特別番組を企画・放映(平成13年度 法務省) ・ ドメスティック・パイオレンスをテーマとしたテレビ特別番組を企画・放映(平成13年度 法務省) ・ ドメスティック・パイオレンスを含む虐待をテーマとした啓発冊子を作成(平成14年度 法務省) ・ 法務省の人権擁護機関において、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画や14年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「人権週間」(12月4日~10日)等の機会を通じて広報啓発活動を実施 (法務省) ・ 教育用コンテンツの活用・促進事業において、教育映画等審査を実施し、ドメスティックパイオレンスに関する映画についても選定(文部科
	中・長期にわたる相談・カウンセ	・A「6 広報啓発の推進」 広報については、幅広く一般に配偶者からの暴力について知ってもらうためのものと、被害者に対し、相談機関の連絡先等具体的情報を知ってもらう ためのものの両方が必要であり、広報を行うに当たっては、その目的を明確にする必要がある。 外国人に向けた広報についても配慮する必要がある。	### 15年度~) ###
		・A「2 配偶者暴力相談支援センター等」 婦人相談所や婦人保護施設において、被害者の 心のケアの取組を強化することが重要である。	カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置及び精神科医や民間のカウンセラーとの連携により、カウンセリング体制を整備(警察庁) 心理的・精神的に不安定な状態にある被害者に対し、カウンセリング等を行う心理療法担当職員の配置(厚生労働省 14年度~)

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
ルスペン番手でリンプ門	研修・人材確保	MEXELT	
	被害者からの事情聴取に直接携	・A「5 職務関係者に対する研修」	研修・人材確保 ・ 研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成(内閣府 平成14年2月)
	わる警察官・検察職員について、 被害者の心情や精神状態に十分配	ア 研修の対象 配偶者からの暴力にかかわりのある者について	・「配偶者暴力防止法」の施行に伴う相談実務研修の開催(内閣府 平成14年2月)
	<u>慮した対応を確保するため、警察</u>	に両有からの暴力にかかわりののる有にういては、広く研修を行うべきである。例えば、支援セン	女性センターの相談員等への研修
	学校、職場等における各種事案の	ターの機能を果たす施設の職員、警察職員、検察職	・ 男女共同参画に関する「相談研修」の開催
	特性に応じた研修、訓練の実施等	員、裁判所職員、弁護士、公証人、法務局職員、人	女性センター等の相談員を管理する立場にある職員等への研修(内閣府 平成15年2月)
	により職員等に対する研修を充実	権擁護委員、行政相談委員、医療関係者、福祉事務	女性センターと支援センターの相談事業を統括する立場にある管理職への研修(内閣府 平成16年3月)
	する。また、女性に対する暴力事 案に従事する女性警察官等の配置	所職員については、研修が必要である。また、関係 機関の業務の方向性に大きな影響を与える責任ある	配偶者暴力防止法改正に伴う「相談管理職研修」の開催(内閣府 平成16年10月)
	<u>京に従事する文任書祭旨寺の配置</u> の拡大を図る。	立場の者については、特に研修が必要となる。	・ 配偶者からの暴力に関する講演会及び専門研修の開催(内閣府 平成16年3月)
		実際に被害者の相談に当たる職務関係者につい	海外から講師を招聘し、国及び地方公共団体の職員等を対象に、配偶者からの暴力の加害者更生に関する講演会及び専門研修を実施。
		ては、重点的に掘り下げた研修を行い、それ以外の	・ 全国配偶者暴力相談支援センター担当者連絡会議の開催(内閣府 年2回)
		職務関係者については、最低限の情報を提供するなど、研修の対象に応じた実効性のある研修を行うこ	・ 行政相談委員に対して、ドメスティック・パイオレンスをテーマとした研修や、男女共同参画社会の形成に関する一般研修を実施(総務省)
		こ、研修の対象に応じた美知性のある研修を行うことが必要である。	・ 独立行政法人国立女性教育会館において、「女性関連施設相談担当者実務研修」を実施(文部科学省 15年度~)
		研修は、職務関係者それぞれを所管する府省庁	・ 検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援, 女性に対する配慮等に関する講義等の実施(法務省)
		において、計画的に実施することとする。	・ 更生保護官署の職員に対する各種研修において、女性に対する配慮等を含めた犯罪被害者の保護・支援に関する講義等の実施(法務省)
			・ 人権擁護委員に対して,「男女共同参画問題研修」を実施(法務省 平成12年~)。
	たれ 山) 国際理信取の対象 に		・人権擁護事務担当者に対する研修の中で、配偶者からの暴力の防止に関する講義等を実施(法務省)
	なお、 <u>出入国管理行政の対象と</u> なる外国人女性が女性に対する暴		・ 入国管理関係職員に対する研修の中で「外国人の人権」に関する講義を実施(法務省 毎年実施)
	力の被害者であった場合の当該女		平成14年度からは新たに「人権教育・カウンセリング研修」を実施 ・ 入国管理局においては、精神的・身体的に痛手を受けた人身取引の被害者に対して適切に事情聴取を行うよう、職員に対しWHO作成に係る
	性の心情等に十分配慮した事情聴		・ 八個音は同に切いては、何けロ) オーロに拥するよりた人名 431の 水台目に対して起切にず 同時や4 617 とう 4 英間に対しては、 1 下のにはる 事情聴取のガイドライン (「トラフィッキング(人身売買)された女性とのインタビューのための傅里と安全性に関する提言」)を利用する
	取等地方入国管理官署における適		ことなどを指導している。(法務省)
	切な対応を確保する観点から、入 国審査官、入国警備官等に対する		- 敬衆学校にもは2位口は九が目には教会にもいて、職政を用竿の1をに用する極楽を忙大ノ教衆と、立代の任在もと、
	各種研修の実施を引き続き推進す		・ 警察学校における採用時及び昇任時教育において、職務倫理等の人権に関する授業を拡充(警察庁 平成13年度から)
	<u>3.</u>		採用時・昇任時教育において配偶者からの暴力、ストーカー対策、女子差別撤廃条約、性犯罪対策、被害者 対策等女性の人権に係る教育を実施
	また、婦人相談所職員、婦人相		対象寺女性の入権にはる教育を美施 操作時教育 操作時教育 操作時教育 操作時教育 操作・
	<u>談員及び婦人保護施設職員等につ</u> いて、被害女性の専門的相談援助		
	に係る研修を充実させ、その資		平成 1 3 年度 約10,000名 平成 1 3 年度 約15,000名 平成 1 4 年度 約15,200名
	質・能力の向上を図る。		平成 1 4 年度 約13,800名 平成 1 5 年度 約16,600名
			干成 1 3 年及 第50,000日
		・D「1 性犯罪 (2)被害者への配慮とケア」	人権課題に関係する業務に従事する警察職員に対し、専門的教育を通じて業務に応じた人権教育を実施
		イ 女性警察官の採用の拡大	八階的外位に対応する条約にルディる自然機関に対し、特別が特定というに大幅が特定を決定した。
		被害者対策等の分野においては、引き続き女性	
		警察官の積極的活用に努める必要がある。また、今後も女性警察官の採用の拡大に努める必要がある。	平成14年度 30名 平成14年度 約500名
		後も文任言宗旨の採用の拡入におめる必要がある。	平成15年度 25名 平成15年度 390名
			警察署等職場において男女共同参画社会における人権の尊重についてのグループ討議、性犯罪、配偶者からの 暴力、ストーカー対策等に関する研修会等を実施しているほか、男女共同参画等関連の部外有識者による講演
			等を開催
			・広報やインターネット等によるストーカー及び配偶者暴力被害者支援情報の提供
			(警察庁 平成13年~)
			・広報啓発ビデオの作成によるストーカー等被害者への支援情報の提供 (警察庁 平成13年~)
			・女性に対する暴力をなくす運動(内閣府主催)におけるポスター等活用による広報活動
			(警察庁 平成13年~)
			却消広周敬宏づけ 切中味外見/1味の敬宏学な小敬宏宇切 敬宏実空 3.0.11枚の機会に 12周老もとの見もの結果 12周老皇も除しさの由公笠
			・都道府県警察では、採用時や昇任時の警察学校や警察本部、警察署等での研修の機会に、配偶者からの暴力の特性、配偶者暴力防止法の内容等 について指導(警察庁)
			・警察庁では、都道府県警察のストーカー及び配偶者暴力対策の担当者を対象とした全国レベルの専門教養を実施し、大学教授(心理学)による
			カウンセリング講習、裁判官による配偶者暴力防止法の保護命令制度についての講義、配偶者暴力相談相談支援センター職員による講話等を行う などの教養を実施している。 (警察庁 平成13年~)
			(日本月) 丁城・3千)
			・婦人相談所、婦人保護施設等の職員への専門研修(厚生労働省 14年度~)
			- パルス (株) (ボルス (株) (水) (水) (水) (水) (水) (水) (水) (水) (水) (水
			害者の人権に対する配慮や暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。
			•

- メスロショス級 メモに対する泰力に関する等口間直去報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告)

策の基本的方向	具体的施策	関連提言等				施策	の実施状況及び	関連統計等
	厳正かつ適切な対処の推進		厳正か	いつ適切な対処の推進	<u> </u>			
	<u>警察においては、刑罰法令に抵</u>	・D「4 ストーカー行為等」	・ストー	-カー対策の推進(警	警察庁)			
	触する場合には被害女性の意思を	(1) ストーカー規制法の周知		ストーカー対策	,			
	踏まえ、検挙その他の適切な措置	どういう行為がストーカー行為に当たるのか、		X1 /3 /3#				
	を講じ、刑罰法令に抵触しない場	ストーカー事案に関して、警察がどのような取締り	1	ストーカー事案	に関する相談件	数		
	合においても、事案に応じて防犯 指導、他機関への紹介等の適切な	や対応ができるのかなどについて、今後、一般国民 に対する広報や警察での被害者に対する分かりやす		八	平成12年	平成13年	平成14年	平成 1 5 年
	自衛・対応策を教示するなどの措	い説明をより一層推進していく必要がある。		相談件数	26.162	25.145	21.696	22,22
	置を講じる。	Villence y lance of the Country of the		111121122	20,102	20, 140	21,030	22,22
	人権擁護機関においては、人権	(2) 被害者の救済の充実	2	ストーカー事案にお	こけるか州が独宝	ギレかった 比索		
	侵害の疑いのある事実を認知した	今後とも被害者の救済を充実させるため、警察	2	ストーカー事業に0	平成12年	平成13年	平成14年	平成 1 5 年
	場合、調査を行い、女性に対する	の迅速な対応や関係者間の緊密な連携を図っていく		+-M+-L M	1 7-70 1			
	人権侵害の事実が認められた場合 、その排除や再発防止のために	必要がある。		女性比率	87.8	89.7	88.1	90.8
	事案に応じた適切な処置を講じ	(3) 配偶者暴力防止法との連携強化			- >+ m - l l > m			
	る。	警察は、ストーカー規制法に基づき、親族等の	3	ストーカー規制法の				
		求めに応じて、加害者へ警告等を行うことにより、		### ##	平成12年	平成13年	平成14年	平成 1 5 年
		配偶者からの暴力による被害者及びその親族等のよ		警告	117	871	965	1,16
		り効果的な保護に努めていかなければならない。		禁止命令	2	36	32	- 2
		配偶者暴力相談支援センターや警察は、配偶者		援助	80	719	677	85
		からの暴力の被害者に対して、ストーカー規制法の制度についても説明するなど、被害者の安全を確保		検挙件数	22	142	178	19
		するための選択肢を一つでも多く紹介し、これを活		ストーカー	22	131	170	18
		用していくことが必要である。		禁止命令違反	0	11	8	
		範囲から外れるようなつきまといであっても、人格権(私生活の平穏等)の侵害として不法行為に該当するものについては、民事保全法の規定により、当該人格権を被保全権利として、裁判所に接近禁止その他の仮処分の申立てを行う方法があることも周知すべきである。	4	警察本部長等の援用 被害防止措置の教示 (法第7条第1項) 被害防止交渉に必要 な事項の連絡(規則	かの実施状況 平成 1 2 年 38	平成 1 3年	平成 1 4 年	平成 1 5 年
				9条1号)	7	99	54	7
				行為者の氏名及び連 絡先の教示 (規則 9条2号)	1	45	39	5
				被害防止交渉に関す る助言(規則9条3 号)	20	124	106	12
				民間組織の紹介(規 則9条4号)	2	16	10	1
				則 9 条 4 号) 警察施設の利用(規 則 9 条 5 号)	2 18	16 137	10 110	1 11
				則 9 条 4 号) 警察施設の利用(規 則 9 条 5 号) 物品の教示又は貸出 し(規則 9 条 6 号)				
				則 9 条 4 号) 警察施設の利用 (規 則 9 条 5 号) 物品の教示又は貸出	18	137	110	11

注1)法とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)を、規則とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成12年国家公安委員会規則第18号)をいう。

注2)平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

の基本的方向	具体的施策	関連提言等			施策	の実施状況及び	関連統計等
	24 FT - 1 0 0 0 2 1 1		5 他法令による検挙	状況			
			I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	平成12年	平成13年	平成14年	平成 1 5 年
			総数	104	921	758	663
			殺人		1	2	5
			殺人未遂	2	12	5	14
			強姦		15		11
			暴行	8	40	45	36
			傷害	14	176	144	130
			脅 迫	18	145	99	70
			強制わいせつ	2	14	8	8
			住居侵入	16	124	98	110
			逮捕監禁	6	23	15	23
			名誉毀損	. 2	25	23	25
			器物損壊		96	99	66
			暴処法違反		15		10
			軽犯罪法違反		17		17
			迷惑防止条例違反		14	22	13
			銃刀法違反		37	28	23
			その他				102
			注)平成12年は、1	1月24日(法施	8行日)から12	月31日までの間	ij
			6 その他の対応				
			O C WIEWXYIW	平成12年	平成13年	平成14年	平成 1 5 年
			被害者への防犯指導		7.668	6.233	- 11以 1 3 年 6.770
			行為者への指導警告		2,416	2,286	2,313
			パトロール	204	1.061	918	1,009
			他機関等への引継ぎ		256	128	45
			その他	_	-	-	763
			・配偶者暴力対策の推進状況 1 配偶者からの暴力				
				平成13年	平成14年	平成 1 5 年	
			暴力相談等の対応件 数	3,608	14,140	12,568	
			注1)対応件数とは、 を受け、又は被害告訴 作成した件数をいう。				•
			注2)平成13年は、	1 0 月 1 3 日 (法)	施行日)から12	2月31日までの	間
			2 配偶者暴力事案に				•
			7 101 ** *	平成13年	平成14年		
			女性比率(%)	98.5	99	98.9	
			2 7/47/14	- # ~ / / / # ^ ^ ·			
			3 配偶者暴力防止法1		に係る対応状況 平成13年	W# 4 4 #	TH 1 5 75
			裁判所から書面の提		+	平成14年	平成 1 5 年
			条第2項)	•	143	1,059	1,293
			裁判所から保護命令		136	1,176	1,499
			第 3 項)	接近禁止命令の	98	832	1,075
				退去命令のみ	0	4	5
				接近禁止命令及 び退去命令	38	340	419
			保護命令違反の検索 条)		3	40	41
			注1)法とは、配偶者が			-	
			注2)平成13年は、	10月13日(法)	他行日)から12	2月31日までの	间

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等				施賃	その実施状況及び かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しゅうしゅう しゅう	「関連統計等	
			・種類別	引人権侵犯事件の受	理件数(法務省)				
			1	<u>. セクシャルハラス</u>	メント				
				年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	
				件数	330	446	624	667	
			2	. ストーカー					
				年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	
				件数	321	333	362	385	
			3	. 差別待遇(女性に					
				年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	
				件数	19	84	74	90	
	に関する関係省庁課長会議並びに 犯罪被害者対策関係省庁連絡会議 等の場を通じて、関係行政機関相 互の連携を深め、関係施策を総合	・男女共同参画推進本部長「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議の設置について」決定(12年8月) ・A「2 配偶者暴力相談支援センター等」 ウ 関係機関の連携 (ア)国レベルでの連携 法律は内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の 共管となっていることから、まず、国レベルにのよって関係所省関が、法律の施行に当たりどのようがで撃する各機関が、法律の施行に当たりどのよがが撃ちある。 (1)支援センターと関係では、1、1、1のでは、1、	· 女f · 女f · 男 · 配(配偶者暴力防止法i 禺者からの暴力に関 海外から講師を招 国配偶者暴力相談支	する関係係省庁課課を対すの施行に伴うのを受けるでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	会議の開催(随催 実務研修の開催 催(1(2) に前員 事業理職のの関係 管門研修開催 リーロー ではあるが ではあるが ではいるでは ではいるでは では ではいるでは では では では では では では では では では では では では で	持) (内閣府 平成1 場)の研修(内閣 等へにある閣所 を間の関平成 16年 間別対象に で、配 が、配 の で、配 の で、配 の で、配 の で、配 の に の に の に の に の に の に の に の に の に の	開府 平成15年2月 株への研修(内閣 で成16年10月) F 3 月)(1(2) 場者からの暴力の)(1(2) に前1	月) 開府 平成16年3月) に前掲) 加害者更生に関する講演会及び専門研修を実施。
		全国連絡会議を定期的に開催するなど、支援センターの地域間格差を解消するための施策を推進することが必要となる。 被害者の支援に関し、他府県にどのような関係機関、団体等が存在するか不明であれば、都道府県間の連携は困難であることから、これらの情報を関係機関、団体等で共有できるよう、情報を提供することが必要である。							

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向 具体的施策	関連提吉等	施策の実施状況及び関連統計等
警察においては、地方自治体、 法曹界、医療関係者、報道機関、 経済界等関係機関等により設立された各都道府県の「被害者支援連 絡協議会」の下に「女性被害者対 策分科会」等を設けるなどにより、被害者に対する支援や援助等 に関し相互に連携を進める。		 ・各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の下に設置されている女性被害者対策分科会や警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化(警察庁)
また、人権擁護機関において 主、関係機関との連携・協力を強 化する。 さらに、行政だけでなく、民間 団体や地域住民等幅広い関係者と の連携や地域を挙げての取組が期 待される。 いわゆる従軍慰安婦問題が多く の女性の名誉と尊厳を深く傷つけ た問題であるとの認識に立って、 女性の名誉と韓厳に関する今日的 な問題への対応等に取り組む「女性のためのアジア平和国民基金」 の活動への協力を推進する。	人権委員会の活動のみによって図られるものではな く、救済にかかわる各種機関・団体等が連携協力	・婦人相談所等の関係機関との情報及び意見の交換の実施(法務省) ・女性のためのアジア平和国民基金が行う以下の女性尊厳事業に対する支援を実施(外務省) 1. TV番組の制作、セミナーの開催や「基金ニュース」、ポスター、冊子などの発行を通して、女性の人権を護ることの大切さを社会全体に伝わるよう、啓発活動を行っている。 2. 女性の人権に関する今日的問題に取り組む民間非営利団体(NGOやNPO)の活動を支援し、援助者のための研修会などを開催する。 ・設立以来、基金が支援してきたNGOの数 年 平成12年 平成13年 平成14年 平成15年

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	2+ 65 5+ F		NAME AND THE PROPERTY OF THE P
施策の基本的方向	法的対応 既存の法制度が関係者に十分理解されず、活用も不十分であった状況を踏まえ、まず運用面で的確な実施を図るとともに、これらの法制度の周知に努める、また、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事持続に付随する措置に関する法律やストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」とは(以下「ストーカー規制法」とはは、というによって近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努め		法的対応 ・都道府県警察におけるポスター、リーフレット等の活用によるストーカー及び配偶者暴力に関する広報活動の推進 (警察庁 平成13年~) ・広報啓発ビデオの作成によるストーカー等被害者への支援情報の提供(警察庁 平成13年~) ・ストーカー対策の推進(警察庁)(7-1(2)に前掲) ・配偶者暴力防止法の内容を分かりやすく解説したパンフレット、ビデオの作成(内閣府) ・女性に対する暴力に関するシンポジウムの開催(内閣府 毎年11月25日)(1(1)に前掲) ・女性に対する暴力に関連する基調講演やパネルディスカッションの実施 ・研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成(内閣府 平成14年2月)(1(2)に前掲) ・ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 14年度~)(1(2)に前掲) ・第161回国会に刑法等の一部を改正する法律案を提出しており、現在審議中である。(法務省) 本法律案においては、以下のとおり、強姦罪等の法定刑を引き上げるとともに、2人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新たに設けることとしている。 法定刑引上げ ・強制わいせつ 6月以上7年以下の懲役 6月以上10年以下の懲役 3年以上05年以下の懲役
		点から行うことが望ましい。	
		今後も取締りを徹底し、加害者を厳正に処罰していくべきである。 鉄道会社は、被害の実態把握に努めるとともに、痴漢等の防止対策を推進する必要がある。 オ PTSD以外の精神障害が傷害罪の対象になり得ることの周知 司法関係者、医療関係者等に対し、PTSD以外の精神障害についても傷害罪の対象になり得ることの周知を積極的に図るべきである。	
		(3) 性犯罪を許さない社会環境の醸成 ア わいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット等の制限 児童に対しては、風営適正化法、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「出会い系サイト規制法」という。)、青少年保護育成条例等により、児童が有害な情報を目にしないような規制がなされており、今後ともこのような児童に対する特別な配慮を行う必要がある。	

- XXFIの参回伝統 XTELX19の参加に関りの等口間直伝報日 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告)
- 課題とその対策」(平成16年3月 報告)

		C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(D:「女性に対する暴力についての取り組むべき説
施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等
	PA PAULIER.	・D「2 売買春・児童買春・人身取引(トラフィッキング)」 (2) 児童買春 児童買春 児童買春については、児童買春・ボルノ法等に基づいて児童買春をした者や児童買春の周旋をした 番等に対する厳正な取締りに、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。
		出会い系サイトの利用に起因する児童買春等による児童の被害が多発していることから、出会い系サイト規制法に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行うとともに、国民への広報啓発や事業者への働き掛けなど児童による出会い系サイトの利用を防止するための施策を推進する必要がある。
		・D「3 セクシュアル・ハラスメント」 (1) セクシュアル・ハラスメント対策の充実 セクシュアル・ハラスメントが職場等の 組織運営上の重要な課題であるという認識を組織全 体で持ち、組織を挙げて、セクシュアル・ハラスメ ントの防止や被害者の救済に当たることの重要性に ついて、更なる啓発活動が必要である。 この観点から、セクシュアル・ハラスメントを 行ってはならない旨を人権擁護を目的とする法律等 に規定することについても検討する必要がある。
		(2) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント 男女雇用機会均等法第21条及びこれを受けた 指針(平成10年労働省告示第20号)では、セク シュアル・ハラスメントに関する対応方針の明確化 とその周知・啓発、相談・苦情窓口の明確化と相 談・苦情への適切な対応などについて事業主に配慮 義務が課せられており、これらを更に徹底する必要 がある。
		具体的には、パンフレットの配布などによる企業 等への周知啓発、セクシュアル・ハラスメントの防 止対策を講じていない企業やセクシュアル・ハラス メントが生じた場合に適切な対応がなされていない 企業に対する是正指導、セクシュアル・ハラスメン トを防止するための具体的なノウハウを提供する講 習事業等をより一層推進していく必要がある。
		・D「ストーカー行為等」 (1) ストーカー行為等」 (2) ストーカー規制法の周知 どういう行為がストーカー行為に当たるのか、 ストーカー事案に関して、警察がどのような取締り や対応ができるのかなどについて、今後、一般国民 に対する広報や警察での被害者に対する分かりやす い説明をより一層推進していく必要がある。
		(3) 配偶者暴力防止法との連携強化 警察は、ストーカー規制法に基づき、親族等の 歌めに応じて、加害者へ警告等を行うことにより、配偶者からの暴力による被害者及びその親族等のより効果的な保護に努めていかなければならない。 配偶者 暴力相談支援センターや警察は、配偶者 からの暴力の被害者に対して、ストーカー規制法の制度についても説明するなど、被害者の安全を確保するための選択肢を一つでも多く紹介し、これを活用していくことが必要である。
		配偶者暴力防止法及びストーカー規制法の適用 範囲から外れるようなつきまといてあっても、人格 権(私生活の平穏等)の侵害として不法行為に該当 するものについては、民事保全法の規定により、当 該人格権を被保全権利として、裁判所に接近禁止そ の他の仮処分の申立てを行う方法があることも周知 すべきである。

すべきである。

施策の実施状況及び関連統計等

- ・ 児童買春・児童ポルノ法に基づく児童買春事犯の取締りの推進(警察庁)
- ・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(平成15年法律第83号)の施行 (平成15年9月13日・12月1日施行)(警察庁)
- ・ 「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発用リーフレット・ビデオの作成(警察庁)

\ 区分			件	数					人	員		
	計	J.	見童買	F	児童	ポルノ	計	ر	見童買者	F	児童	ポルノ
年			うちテレ ホンクラ ブ営業 に係るも の	うち出 会い係 サイト 用に係 るもの		う ちイン ターネッ ト利用に 係るもの			うちテレ ホンクラ ブ営業 に係るも の	うち出 会い系 サイト係 用に係 るもの		うちイ ンター ネット利 用に係 るもの
15	1,945	1,731	212	791	214	102	1,374	1,182	174	568	192	100
14	2,091	1,902	478	787	189	140	1,366	1,201	356	493	165	104
増減数	146	171	266	4	25	38	8	19	182	75	27	4
増減率	7.0	9.0	55.6	0.5	13.2	27.1	0.6	1.6	51.1	15.2	16.4	3.8
13	1,562	1,410	503	379	152	128	1,026	898	357	237	128	99

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
郷泉の書争的月円	共 仲的應果	・C「第2 配偶者暴力防止法の見直しに関する論	ルスの失応水沈及び関連系訂号 → 都道府県に対する配偶者暴力防止法の見直しに関する意見等の調査の実施(内閣府 15年3月)
		点」	・ 前垣桁県に対9 る配摘有暴力防止法の見直びに対9 る息見寺の調宜の美施(内阁桁 15年3月) 46都道府県から計517件の意見が寄せられた。
		1 当面の課題	ではかといえい つまい ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・
		(1) 保護命令の対象の拡大	- 改正配偶者暴力防止法には、以下の改正事項が盛り込まれた。 (平成16年6月公布、12月施行)
		元配偶者への拡大	・以上即向有泰力的正法には、以下の以上事項が強い込みれた。 (十成10年0月公和、12月18日)
		婚姻関係を解消したとはいえ、元配偶者との関係	(1) について
		は、配偶者に準じた特別の関係であると言うことが	
		できることから、元配偶者も保護命令によって保護 する対象の範囲に含めることを検討すべきである。	元配偶者に対する保護命令 離婚後も、元配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合
		子どもへの拡大	歴史は、八祖川首からコに成こ文は「ショ本作人」であった。 には、裁判所が保護命令を発することとされた。
		接近禁止命令により保護する対象に被害者の同伴	TEIN WASHING PROPERTY CONTRACTOR
		する子どもを加えることを検討すべきである。	(1) について
			被害者の子への接近禁止命令
		(2) 保護命令の制度の改善	Telefaのデベン(なり)デベン(なりま) にいる できる できない できる できない できる できない できるが でいます できない できるが こう できない できるが こう できない できるが こうしん できるが こうしん できるが こうしん できる しょうしん できる しょうしん しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょ しょうしょう しょう
		退去命令の期間延長	いる未成年の子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、裁判所
		退去命令の期間を2週間から1か月に延長することを検討すべきである。	は、被害者への接近禁止命令を併せて、被害者の子への接近禁止命令を発することとされた。
		再度申立ての改善	
		被害者の負担を考え、更なる配偶者からの暴力に	(2) について
		より生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大	(と) にという ほんかくの期間の拡大
		きいことに関して、再度、支援センターや警察に相	選込前マン州同グルハ 退去命令の期間が2月間に拡大された。
		談等を求めた事実を、保護命令の再度の申立てに活	조스바 국어케팅(), 2 기팅(CIA) C10(C)
		用できるようにすることを検討すべきである。	(2) について
		退去住居付近のはいかい禁止 接近禁止命令と退去命令が併せて発令された場合	(2) について 保護命令の再度の申立手続の改善
		には、共に生活の本拠とする住居の付近を加害者が	「保護命マの特度のサルエデ師の以音 保護命令の再度の申立てをする場合において、配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対する相談等の事実に
		はいかいすることを禁止することを検討すべきであ	係る所定の事項が申立書に記載されているときは、公証人面前宣誓供述書の添付を不要とされた。
		3.	
			(2) について
		(3) その他の課題	(1) だっていた
		暴力の定義規定の変更	退去命令において、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去に加え、当該住居の付近のはいかいの禁止を命ず
		第1条の定義においては、暴力を精神的暴力を含む概念として整理することを検討すべきである。た	ることとされた。
		でし、保護命令申立ての理由となる暴力について	
		は、別途検討が必要である。	(3) について
		自立支援の明確化	「配偶者からの暴力」の定義の拡大
		担当機関の責務を明確にし、担当機関の協力を求	本法において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言
		めやすくするための規定を、あえて配偶者暴力防止	動をいうこととされるとともに、離婚後に元配偶者から引き続き受けるこれらの暴力又は言動もこれに含められた。なお、
		法に置くことも検討すべきである。	保護命令に関する規定及び警察本部長等の援助に関する規定等については身体に対する暴力のみを対象とするものとして整
		自立支援の内容については、現行の規定が例示している被害者への情報提供のみに止まることな	理されたほか、定義の拡大に伴い、前文について所要の改正がなされた。
		く、配偶者暴力相談支援センターにおいて、様々な	
		運用上の改善に積極的に取り組むことが必要であ	(3) について
		ప .	後害者の自立支援の明確化等
			(1) 国及び地方公共団体の責務
			国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有
			することとされた。
			(2) 基本方針及び基本計画
			配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関し、主務大臣は基本方針を、都道府県は基本計画を定めなければならない - しとされた。まれ、ナヌ大臣は、邦が京原に対しずより流の化せのれたに必要なわまるの人の原的などようにお客がスラーレーされた。
			こととされた。また、主務大臣は、都道府県に対し基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めることとされた。 (3)配偶者暴力相談支援センターによる自立支援の明確化及び調整機能の発揮等
			(の) 面前日本が日立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助
			言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと等を、配偶者暴力相談支援センターの業務として明記することとされた。
			(4) 民間団体との連携
1			配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための
1			活動を行う民間団体との連携に努めることとされた。
1			(5) 福祉事務所による自立の支援 福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必
1			一個出事物が用は、 だ単価性にな、 です及び券帰価性点でい他の点マのためるとこうにより、 仮書句の目立を交接するために必要な措置を講ずるよう努めることとされた。
			女は月星で晴ヶ本のプラウンのことによりた。 (6) 関係機関の連携協力
			都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携
			を図りながら協力するよう努めることとされた。

な雑誌等については、それらの業界においても、自

らの社会的な役割を自覚するとともに、業界の健全

な発展が最終的に利益につながることを認識し、自

主的な規制に取り組んでいくことが望まれる。

- A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定)
- B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定)

- C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告)
- D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	(3)女性に対する暴力の発生を防		
	く環境づくり		
	安全・安心まちづくりの推進		安全・安心まちづくりの推進
	近年、公共施設や共同住宅等の 住居において女性・子どもを対象		・平成12年2月に「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定するとともに、これに基づいて
	とした犯罪が増加していることか		・街頭緊急通報システム整備事業 「歩いて暮らせる街づくりモデルプロジェクト」(平成13年度)、「安全・安心モデル」(平成14年度)、補助事業(平成15年度)と
	ら、自治体や施設管理者等と連携 しながら、犯罪防止に配慮した構		ジバイをうとも別し、リー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィ
	<u>しなから、犯罪防止に配慮した機</u> 造・設備を有する道路、公園等の		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	施設の普及を図ることにより、犯		・子ども緊急通報装置整備事業
	<u>罪被害に遭いにくいまちづくりを</u> 推進する。		通学路、児童公園等において子どもが犯罪被害に遭いにくい環境を創出するため、子どもを守る緊急支援対策事業として全国47箇所の通学
			区の通学路、児童公園等に、警察署への緊急通報が可能な「子ども緊急通報装置」を整備 (警察庁 平成14年度~)
	防犯対策の強化		
	女性に対する暴力など身近な犯 要なる防・検送するため、		
	<u>罪を予防・検挙するため、交番・</u> <u>駐在所を拠点としたパトロールを</u>		防犯対策の強化 フィン・コースの思えないようももに、フリーがウンドのものが発生自に付けています。 (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
	強化するとともに、ボランティア		・子どもに対する犯罪を防止するために、子どもが自ら防犯上の対策を身に付けるとともに、保護者、学校関係者及び地域住民が子どもたちに 防犯指導するための教本として子ども防犯テキストを製作し、全国の小学校及び警察署に配付(警察庁 平成14年度~)
	団体、自治体等と連携しつつ、被 害防止のための講習会の開催、防		
	<u>犯ビデオ・マニュアル等の作成、</u>		・地域における犯罪の発生件数のみならず、多発している罪種・手口の分析結果や犯罪からの具体的な防御手段等を含んだ幅広い情報の提供に
	地域安全情報の提供、防犯機器の		努めている。また、情報の提供方法についても、警察官による巡回連絡や町内会等を通じた提供はもとより、学校における児童、生徒等を通じ
	<u>貸出し、相談等による指導、助言</u> 等を積極的に行う。また、女性に		た保護者への提供や犯罪の被害を受けやすい業種に係る業界団体を通じた提供、テレビ、ラジオ等の報道機関への素材提供やインターネット 等の電子媒体を活用した提供等を実施(警察庁)
	対する暴力等の被害者の再被害を		
	防止し、その不安感を解消するた		・地域での犯罪発生状況や具体的な防犯対策が容易に理解され、自主防犯行動が実践されるよう、積極的に参加・体験・実践型の防犯教育(学習)を実施するとともに、防犯相談を実施(警察庁)
	め、被害者の要望に基づき、地域 警察官による訪問・連絡活動を更		自)を実施することでは、別が相談を実施(書祭打)
	に推進する。		
	一种理样不是小丛体不是外		
	有害環境の浄化対策の推進 卑わいな広告物等の貼付等を行	 「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針 -	有害環境の浄化対策の推進
	<u> </u>	情報化社会の進展に対応して - 」(平成16年4月7日	・PTAが実施するテレビ番組のモニタリング調査を支援(文部科学省)
	るとともに、これらの広告物等の	青少年育成推進課長会議申合せ)の中で、 国の取	・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(平成15年法律第83号) の成立を受けての教育・啓発を推進(文部科学省)
	<u>排除活動を推進する。また、様々</u> なメディアにおける性に関する情	組事項、 国から地方公共団体への要請事項、 国から関係業界団体への要請事項を提言	が成立とよりと必然を与しない記述(ないインテェ) ・青少年を取り巻く有害環境対策に資するため、海外のNPO等の先進的な取組に関する実地調査等を実施(文部科学省13年度~15年度)
	報の氾濫やテレホンクラブ等の性	から国际来外団体への安朗争項を提合	・青少年を取り巻くメディア上の有害情報対策を推進する観点から、地域における推進体制を整備し、情報活用能力等の育成及び啓発活動の推
	を売り物とする営業の増加に伴		進を図るモデル事業を実施するとともに、全国的な啓発活動及び所要の調査研究等を実施(文部科学省 16年度~)
	い、特に児童の性的な被害が増加 していることから、不法事案の積		
	極的な取締り等による環境浄化を		
	図るとともに、地方公共団体の青		・ 平成16年8月、 ~ についての取組状況を取りまとめた(内閣府)
	<u>少年保護育成条例等について地方</u> 公共団体に各種の助言や情報提供		・ 青少年の非行問題に取り組む全国強調月間 (7月)及び全国青少年健全育成強調月間 (11月)において、青少年の非行防止・保護等に向けた気運醸成及び青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進 (内閣府)
	を行うことや、性や暴力に関する		た以座隊ル及び月ン午を取り合く行吉城・坂の序に心動と住庭(内閣内)
	有害図書類等が青少年に販売され		
	<u>ないよう関係団体へ働きかけることなどを推進する。さらに、関係</u>	・D「1 性犯罪」	・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(平成15年法律第83号)の施行
	機関・団体等と連携して児童の権	(3) 性犯罪を許さない社会環境の醸成 アーわいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデ	(平成15年9月13日・12月1日施行)(警察庁)
	利の保護や青少年を取り巻く有害	オやインターネット等の制限	・「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発用リーフレット・ビデオの作成(警察庁)(7‐1(2) に前掲)
	<u>環境浄化に関する広報・啓発活動</u> を推進する。	インターネットによりわいせつ画像を閲覧させ	
		るなどの行為については、厳正な取締りに努めるべ きである。	・福祉犯(少年の心身に有害な影響を与える等少年の福祉を害する犯罪)の取締りの推進(警察庁)
		今後も、諸外国と連携しつつ、IT技術の進展	
		に対応した取組に努めていくことが必要である。	主な福祉犯の法令別送致人員
		児童に対しては、風営適正化法、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規	
		ト異性紹介事業を利用して児里を誘引する行為の規 制等に関する法律 (以下「出会い系サイト規制	法 日 本 市少 日 日 日 日 日 日 日 日 日
		法」という。)、青少年保護育成条例等により、児	
		童が有害な情報を目にしないような規制がなされて おり、今後ともこのような児童に対する特別な配慮	
		あり、学復ともこのような児里に対する特別な配慮 を行う必要がある。	年(例)が次
		こうした政府の取組と合わせ、これらわいせつ	15年 6,019 592 94 121 55 833 1,775 1,374

573 134 116

617 126 130 65 929 1,725 1,366

139 940 1,663 1,026

年4年 6,221

13年 6,379

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提吉等	施策の実施状況及び関連統計等
		イ 性犯罪を許さない社会環境の醸成性犯罪の防止のためには、社会の各界において、女性の性を商品化するような世相への批判を強め、性犯罪は許されるものではなく、その発生防止は国民一人ひとりの責務であるとの意識啓発を行っていくことが必要であり、女性の人権を尊重する啓発活動に努めるべきである。 学校において、氾濫する情報の中から有益情報の取捨選択ができるような教育を推進する必要がある。	
		・D「2 売買春・児童買春・人身取引(トラフィッキング)」 (2) 児童買春 児童買春については、児童買春・ポルノ法等に基づいて児童買春をした者や児童買春の周旋をした 著づいて児童買春をした者や児童買春の周旋をした 関助交際については、これが児童買春につなが るものであることを認識するとともに、児童が多なが を大切にし、売春に走らないような指導容発を家ある。 出会い系すが考発して批進する必要がある。 出会い系すが多発して出ることがら、和男で	・児童買春・児童ポルノ法に基づく児童買春事犯の取締りの推進(警察庁)(7-1(2) に前掲) ・「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発用リーフレット・ピデオの作成(警察庁)(7-1(2) に前掲)
		の厳正な取締りを行うとともに、国民への広報啓発や事業者への働き掛けなど児童による出会い系サイトの利用を防止するための施策を推進する必要がある。 買春側の大人に対する社会的、倫理的啓発活動や加害者の再犯防止対策についても検討する必要がある。	・女性に対する暴力をなくす運動(毎年11月12日~25日)期間中に売買春を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットの配布(男女共同参画推進本部 平成14年、16年)

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提吉等	施策の実施状況及び関連統計等
	(4)女性に対する暴力に関する調査研究	・B「1 調査研究の今後の進め方について」 (1)基本事項 今後の調査研究を効率的に進めるため、地方も 含めた公的機関や民間団体等が実施した有意義な調 査研究を把握し、整理しておくことが必要である。 調査研究を進めるに当たっては、関係所省庁が 連携協力することが必要である。 地方公共団体や民間団体の中には、これまで多 くの有意義な調査研究を行っているところもあることから、必要があれば、これら団体との実質的連携 を図りつつ調査研究を進めることが必要である。	・ ホームページにおいて、国及び地方公共団体が実施した女性に対する暴力に関する調査研究一覧を提供(調査結果をホームページ上で公表しているものについては、当該ホームページとリンク)(内閣府 平成15年度)
	被害の実態把握 女性に対する暴力について的確 な施策を実施し、社会の問題意識 を高めるため、定期的な実態把握 のための調査を実施する。また、 効率的な実態把握のため、既存の 統計調査についても、統計データ の活用や調査項目の見直しを検討 する。	・B「1 調査研究の今後の進め方について」 (2)被害者に関する調査研究 配偶者暴力防止法の施行後における実態を把握するため、引き続き、配偶者からの暴力の被害実態 に関する調査を行うことが必要である。 調査研究に当たり被害者と接する必要がある場合は、その心情に十分配置し、二次的被害を発生させないよう留意することが必要である。 支援者の「代理受傷」や「バーンアウト」の実態や相談等の業務が支援者の心身の健康に与える影響などについての調査研究を行うことも必要である。 配偶者からの暴力が、次の世代に与える影響について調査することが必要である。	被害の実態把握 ・配偶者等からの暴力に関する事例調査(内閣府 平成12年度) 夫・パートナーからの暴力の被害経験を有する女性62人から、暴力被害の内容、 暴力を振るう加害者、被害者が得た支援等について聞き取り調査を実施。 ・配偶者等からの暴力に関する調査(内閣府 平成14年度) ・配偶者や恋人からの身体的暴行、心理的脅迫、性的強要について 女性 男性 ・ いずれか又はいくつかをこれまでに1度でも受けたことがある 19.1% 9.3% ・ これらの行為により命の危険を感じた 4.4% 0.7% ・ ケガをして医師の治療を受けた 2.0% 0.5%
			配偶者暴力防止法の周知度
		・男女共同参画会議の「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について」において、女性に対する暴力に関する統計情報は、一般国民への提供の段階で性別データが表示されていないものがあるため、女性の置かれた状況を客観的に把握する上で基礎的な統計情報については、性別データの継続的収集、整備、提供が必要であることを意見として決定(15年7月)。	 配偶者等からの暴力に係る相談員等の支援者に関する実態調査(内閣府 平成15年度)相談員等の支援者に対し、職場環境や加害者からの妨害行為等を全国的に把握・分析し、相談の質の向上や支援者のパーンアウト(燃え尽き)防止に何が必要か調査を実施。 配偶者からの暴力に関する取組状況等調査(内閣府 平成15年6~7月)配偶者からの暴力について、対応マニュアルの作成状況作成した 32都道府県市現在、作成中 4県市作成していない 24県市平成14年度、15年度の新規事業や取組(都道府県対象)先駆的な取組を行っている市区町村

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提吉等	施策の実施状況及び関連統計等
	加害者の研究 矯正施設に収容された加害者を 対象とした各種教育的働きかけの 充実を図るための調査・研究に努 め、また、保護観察に付された加 害者を対象に指導監督、補導援護 の充実を図るとともに、効果的な 保護観察の実施方策についての調 査、研究を行う。	・B「1 調査研究の今後の進め方について」 (3)加害者に関する調査研究 加害者に関する先駆的取組を行っている海外の 状況や国内の加害者の実態等について調査を行うことが必要である。 内閣府を中心に関係省庁が連携し、刑務所等に 収容されている以外の様々な加害者の実態把握が行えるよう、その方法について工夫することが必要である。 生活全体にわたる幅広い視点から加害者の更生を行う方法や事例について調査研究することが必要である。	加害者の研究 ・配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究(内閣府) 14年度
		・C「第2 配偶者暴力防止法の見直しに関する論点」 3 長期的課題 加害者更生 諸外国と我が国を比べると、司法制度等が異なっている部分も多く、外国の制度をそのまま我が国に導入することは難しい面がある。今後は対象とする加害者、加害者に対する働きかけの内容、加害者が働きかけを受ける契機、被害者の安全確保、実施機関などについて、調査検討を更に進めていくことが必要である。 加害者が保護命令を受けたことなどによって自暴自棄となり、不測の事態を起こしたりしないようにする方策についても検討する必要がある。	

- A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定)
- B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定)
- C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告)
- D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向 具体的施策 2 夫・パート (1)関係機関の取組及び連携の推 ナーからの暴力へ 進 の対策の推進 関係機関の取組 警察においては、平成11年12月 に制定した「女性・子どもを守る 施策実施要綱」等に沿った取組の <u>一層の推進を図っていくととも</u> に、これらに基づき、被害女性の 意思を踏まえ、検挙その他の適切 な措置を推進する。また、主とし て女性警察職員を担当者とする 「女性に対する暴力」対策係を各 警察署に設置し、被害者の立場に 立った対応を進める。 人権擁護機関においては、人権 相談等において、夫・パートナー からの暴力を十分理解した積極的 ア 関係施設の体制整備 対応に努める。 婦人相談所においては、緊急一 時保護や各種相談活動において、 機能等の充実や広域措置の推進に である。 努める。

· A「1 総論」

ア 行政機関の取組姿勢

この法律の基本が被害を受けた人の支援にある ことを前提として、取り組むことが必要である。 全国知事会、全国市長会、全国町村会などの場 を活用し、配偶者からの暴力に関する施策の推進に ついて、説明することが必要である。

関連提言等

法律の対象

法律が対象とする被害者には、日本在住の外国 人 (在留資格の有無を問わない。)も当然含まれて いることにも留意することが必要である。

・A「2 配偶者暴力相談支援センター等」

各都道府県がどの施設において支援センターの 役割を果たそうとしているのかについて調査し、施 設の指定について適切な情報提供を行うことが必要

支援センターの機能を果たす予定の各施設に対 し、被害者を適切に支援するための相談体制を充実 させるなど、法律施行に向けた準備に努めるよう要 請する必要がある。

都道府県の支援センターに必要な警備体制を確 立できるよう、施策を推進することが必要である。

イ 関係資料の整備

内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省等の関係 府省庁から発出された配偶者からの暴力に関係する 通達等について、必要に応じ、分かりやすく整理し た上で、都道府県、市町村の窓口に配付することが 必要である。

・A「2 配偶者暴力相談支援センター等」 一時保護については、婦人相談所が自ら行う 又は婦人相談所が一定の基準を満たす施設に委託し て行うこととなっている。

・A「3 医療関係者による通報・情報提供」 ア 法律内容等の周知

医療関係者に対し、行政機関だけでなく日本医 師会等の医療関係者の団体を通じて、配偶者からの 暴力の実態や法律そのものの存在を知らせていくこ とから始めることが必要である。

医療関係者は、配偶者からの暴力の被害を発見 する機会も多いことから、通報することの意義や被 害者の意思の尊重等について理解してもらえるよ う、分かりやすく周知することが必要となる。周知 に当たっては、行政機関だけでなく、医療関係者の 団体にも協力を依頼し、日本医師会等を通じて、医 療関係者に周知徹底する必要がある。

ウ 情報の提供

施管の実施状況及び関連統計等

関係機関の取組

・ 各都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置状況(平成14年4月1日~)

	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成16年10月
婦人相談所	47	47	47	47
女性センター	12	13	14	14
福祉事務所	20	20	22	36
児童相談所	8	8	8	8
その他(支庁等)	0	15	15	15
合 計	87	103	106	120

・配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数調べ(内閣府 14年4月~)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
女 性	35,797件	43,054件	11,789件
男性	146件	171件	51件
合 計	35,943件	43,225件	11,840件

- * 平成16年度は4月から6月までの件数である。
- ・配偶者からの暴力に関する取組状況等調査(内閣府 平成15年6~7月)

配偶者からの暴力について、対応マニュアルの作成状況

作成した 32都道府県市 現在、作成中 4県市 作成していない 24県市 平成14年度、15年度の新規事業や取組

(都道府県対象) 先駆的な取組を行っている市区町村

- ・ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 14年度~)(1(2) に前掲) ・平成11年12月に制定した「女性・子どもを守る施策実施要綱」等に沿った取組みを図るとともに、各警察署に「女性に対する暴力」対策 係及びその機能を果たす係を設置し、被害者の立場に立った対応を進めている。(警察庁)
- ・ 一時保護委託制度の創設(厚生労働省 14年度~)
 - 一時保護委託契約施設数 168(16年3月1日)
- 種類別人権侵犯事件の受理件数(法務省)

1.	. 暴行虐待(天の妻に対するもの)								
	年	12	13	14	15				
	件数	2,674	2,946	3,152	2,972				
2 .	強制・強要(夫の妻	更に対するもの)							
	年	12	13	14	15				
	件数	931	1,297	1,317	1,298				

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
		通報するか否かとは関わりなく、配偶者からの 暴力を受けたと思われる者が患者として来た場合 は、その患者に、近くの相談機関の連絡先等に関す る具体的情報を提供することによって、が重要であ り、医療関係者に対し、行政機関だけでなく日本医 師会等を通じてこうした情報を周知することが必要 となる。周知に当たっては、医療関係者が、近くの 相談機関の連絡先等を記載した、加害者に気付かれ ないような小さな紙片などを被害者に手渡すなど、 有効な方法について示唆することも重要である。	
		・A「4 保護命令」 (1)法律の円滑な施行に向けた意見 行政は、保護命令の発出のための書面の提出や 発出後の通知が円滑に行われるよう、司法と緊密に 連携を図り、被害者の保護が的確に行われるよう努 めることが必要である。 (3)裁判所に対する期待 極的に取り入れ、裁判官を始めとする裁判所職員 に、配偶者からの暴力の特性等が正しく理解される よう努める。 裁判に日数がかかることによって、申立人が重 大な危害を被る可能性がますます増大していることがら、「速やかに裁判をするものとする。」との法律の規定を踏まえ、この実施に努める。 審尋期日等に申立人が裁判所に過頭する場合な じたおいて、加害者が被害者と加害者が不用意に顔を合わせないよう、特段の注意を払う。	

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	関係機関の連携		関係機関の連携
	夫・パートナーからの暴力への	・A「2 配偶者暴力相談支援センター等」	
		ウ 関係機関の連携	
		(ア)国レベルでの連携	・ 女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議の開催(随時) (1(2) に前掲)
	それがある状況が認められた場合 や自立支援が必要な場合及び加害	法律は内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の 共管となっていることから、まず、国レベルにおい	
	者の追跡から逃れる必要がある場	て連携を図ることが必要である。内閣府が中心と	・ 配偶者暴力防止法に基づく基本方針の策定に当たり、主務官庁及び関係省庁間で協議を行うなど共通認識の共有に努めた。(内閣府、警察
	合など様々な被害者の状況に応じ	なって関係府省庁が連携を深め、それぞれの府省庁	市、法務省、厚生労働省、総務省、文部科学省、国土交通省)
	て関係機関や関係者が有機的に連	が所掌する各機関が、法律の施行に当たりどのよう	A CAME CALLED AND CONTRACT OF THE CALL OF
	携していくような方策について検	な役割を担うのかについて、共通認識を持つことが	
		必要である。	
		(イ)支援センターとなる施設間の連携	
	<u>め検討する。</u>	支援センターの機能を果たす都道府県内の複数	
	さらに、いわゆる民間シェル	の施設の連携の中心となる施設を必ず 1 か所指定す	
	ターや社会福祉法人など民間組織	ることが求められ、各都道府県に対し、このことを	
	<u>との関係や、活動の支援等の連携</u> の在り方についても検討する。	要請することが必要である。 (ウ)支援センターと関係機関、団体等との連携	
	の任り方についても検討する。	都道府県に対し、関係機関、団体等の連携につ	
		いてのモデルを示すとともに、適切にネットワーク	
		作りが行われている都道府県の情報を他の都道府県	
		に提供するなどの方法で、連携の在るべき姿につい	
		て、十分な説明を行う必要がある。	
		(エ)都道府県間の連携	
		全国連絡会議を定期的に開催するなど、支援セ	・ 全国配偶者暴力相談支援センター担当者連絡会議の開催(内閣府 年2回)(1(2) に前掲)
		ンターの地域間格差を解消するための施策を推進す	
		ることが必要となる。	・ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 14年度~)(1(2) に前掲)
		被害者の支援に関し、他府県にどのような関係	
		機関、団体等が存在するか不明であれば、都道府県 間の連携は困難であることから、これらの情報を関	
		係機関、団体等で共有できるよう、情報を提供する	
		に、国体サビス有くともより、情報を提供することが必要である。	
		CC11 20 20 CO 20.	
		、 A 「 2 配便老星力相談支援センタ 2 等	与礼事对"你用作嫌用上。4.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1
		・A「2 配偶者暴力相談支援センター等」 市町村や民間団体等を含む関係機関、団体と実	・ 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備(厚生労働省 14年度~)
		質的に連携を図り、被害者の円滑な保護に努める。	
		元にたがで四人 以口口の口があたが成に力のる。	
		・B「2 民間団体に対する援助の在り方につい	・ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 14年度~)(1(2) に前掲)
		T J	・研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成(内閣府 平成14年2月)(1(2) に前掲)
		(1)情報提供について	
		民間の団体が、配偶者からの暴力の防止及び被	
		害者の保護を図るための活動を円滑に行うことがで きるよう、法律、制度、国及び地方公共団体の取組	
		等に関する情報を幅広く迅速にかつ継続的に提供す	
		寺に関する情報を幅広く迅速にかっ継続的に提供することが必要である。	

- A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定)
- B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定)
- C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告)
- D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

関連提言等 施管の実施状況及び関連統計等 施策の基本的方向 具体的施策 (2)相談体制の充実 相談体制の充実 A「5 職務関係者に対する研修」 相談体制の充実 ア 研修の対象 警察においては、各都道府県警 配偶者からの暴力にかかわりのある者について 察の相談窓口を利用しやすくした ・研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成(内閣府 平成14年2月)(1(2) に前掲) は、広く研修を行うべきである。例えば、支援セン り、事情聴取に当たっては、被害 ・ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 14年度~)(1(2) に前掲) ターの機能を果たす施設の職員、警察職員、検察職 者を夫から引き離して別室で行う 員、裁判所職員、弁護士、公証人、法務局職員、人 ・各種相談窓口の整備・充実を推進(7-1(2) に前掲)(警察庁) ことなどにより、被害者が相談・ 権擁護委員、行政相談委員、医療関係者、福祉事務 申告しやすい環境の整備を図る。 所職員については、研修が必要である。また、関係 人権擁護機関においては、全国 機関の業務の方向性に大きな影響を与える責任ある の常設相談所等において相談を受 立場の者については、特に研修が必要となる。 けるとともに、専用相談電話「女 実際に被害者の相談に当たる職務関係者につい 性の人権ホットライン」を設置 ては、重点的に掘り下げた研修を行い、それ以外の ・「配偶者暴力防止法」の施行に伴う相談実務研修の開催(内閣府 平成14年2月)(1(2) に前掲) し、女性のための特設人権相談所 職務関係者については、最低限の情報を提供するな を随時開設するなど、相談体制の 女性センターの相談員等への研修 ど、研修の対象に応じた実効性のある研修を行うこ 充実強化を図る。 ・ 男女共同参画に関する「相談研修」の開催(1(2) に前掲) 婦人相談所においても職員研修 とが必要である。 女性センター等の相談員を管理する立場にある職員等への研修(内閣府 平成15年2月) 研修は、職務関係者それぞれを所管する府省庁 などを通じて相談機能の充実に努 女性センターと支援センターの相談事業を統括する立場にある管理職への研修(内閣府 平成16年3月) において、計画的に実施することとする。 配偶者暴力防止法改正に伴う「相談管理職研修」の開催(内閣府 平成16年10月) さらに、24時間対応できる公的 研修方法 な専門的相談体制について検討を ・配偶者からの暴力に関する講演会及び専門研修の開催(内閣府 平成16年3月)(1(2) に前掲) 国において、共通の研修モデルプランを作成 海外から講師を招聘し、国及び地方公共団体の職員等を対象に、配偶者からの暴力の加害者更生に関する講演会及び専門研修を実施。 地域によって研修方法等に差が生じないよう配 ・ 全国配偶者暴力相談支援センター担当者連絡会議の開催(内閣府 年2回)(1(2) に前掲) 意することが必要である。 ・ 研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成(内閣府 平成14年2月)(1(2) に前掲) 関係府省庁で研修を実施するに当たっては、保 ・行政相談委員に対して、ドメスティック・バイオレンスをテーマとした研修や、男女共同参画社会の形成に関する一般研修を実施(総務省) 護業務経験者(民間団体等において被害者保護に実 (1(2) に前掲) 際に携わった経験を有する人)を研修の講師とする ことが有効である。 ・女性の人権ホットラインの利用件数(法務省) 工 研修教材 平成12年(7~12月) 13年 14年 15年 職務関係者に共通の基礎的事項については、各 件数 2.326 9.623 22.945 29,115 機関で共通認識を持つ必要があることから、これら の基礎的事項について、内容を統一した教材を作成 することが必要である。 C「第2 配偶者暴力防止法の見直しに関する論 中期的課題 ・ 改正配偶者暴力防止法には、以下の改正事項が盛り込まれた。(平成16年6月公布、12月施行) 身近な相談窓口等の設置 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施 被害者の利便性を考えると、都道府県内に、もう 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす 少し身近に相談等を行える支援センター施設がある ようにすることができることとされた。 ことが望ましい。 今後は、都道府県の施設又は市町村の施設を活用 して、都道府県内の様々な地域に支援センター施設 外国人、障害者等への対応 を設置するために、その方策について、更に検討す 職務関係者は、その職務を行うに当たり、被害者の国籍、傷害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないこととされた。 る必要がある。 外国人被害者の保護 あえて外国人被害者にも保護が及ぶことを明文で 規定することも検討していく必要がある。 運用においても、外国人に特有の事情を理解し、 これに即した対応がとられるよう十分な配慮をして いかなければならない。 ・A「2 配偶者暴力相談支援センター等」 ・婦人相談所等の職員への専門研修(厚生労働省 14年度~)(1(2) に前掲) 休日、夜間にも適切に被害者の相談等に対応で ・ 婦人相談所における休日及び夜間の相談体制の強化 (厚生労働省 14年度~) きるよう、職員体制の整備に努める。 ・同伴乳幼児の対応を行う指導員を配置(厚生労働省) ・婦人相談所及び婦人相談員の配偶者からの暴力被害者の相談件数 15年度

12年度

9.176件

13年度

13.071件

14年度

17.611

19.243

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

佐等の甘木が七点	= 体协体等	D:・女性に対9る暴力についての取り組むへき 関連提言等	
施策の基本的方向 (3)被	具体的施策 数害者の保護・自立支援		施策の実施状況及び関連統計等
聚。 婦人 によ、皇 を図る 都道成 保護を 時保証	急一時保護 人相談所等への警備員の配置	・C「第2 配偶者暴力防止法の見直しに関する論点」 3 長期的課題 緊急保護命令の創設 諸外国では、簡単な手続で、一時的に被害者を危険から守るためのいわゆる「緊急保護命令」の制度 を導入しているところもあり、こうした制度の導入 についても、更に検討する必要がある。	緊急一時保護 ・ 一時保護委託制度の創設(厚生労働省 14年度~)(2(1) に前掲) - 一時保護委託契約施設数 120(15年3月1日) ・ 婦人相談所における D V 被害者の一時保護の状況 - 11年度 13年度 14年度 - 1,873人 2,680人 3,974人 4,296人
福 男 <u>/</u> 機 <u>男</u> 職業 活用 l	立支援 祉事務所や公共職業安定機 公共職業能力開発施設等関係 の連携を推進し、生活保護 監介、職業訓練などの制度 して、適切に自立支援の方策 置を講じるように努める。	・B「2 民間団体に対する援助の在り方について」 (2)財政的援助について 民間シェルターに対し従来以上に財政的援助が行われるよう、既存の制度を活用するなど、その環境を整備することが必要である。	・民間シェルターに対する財政的援助の状況等調査(内閣府 13年度~) 民間シェルター施設数
		・C「第2 配偶者暴力防止法の見直しに関する論点」 1 当面の課題 (3) その他の課題 自立支援の明確化 担当機関の協力を 求めやすくするための規定を、あえて配偶者暴力防止法に置くことも検討すべきである。 自立支援の内容については、現行の規定が例示している被害者への情報提供の外に止まることなく、配偶者暴力相談支援センターにおいて、様々な運用上の改善に積極的に取り組むことが必要である。	改正配偶者暴力防止法には、以下の改正事項が盛り込まれた。(平成16年6月公布、12月施行)被害者の自立支援の明確化等 (1) 国及び地方公共団体の責務 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有することとされた。 (2) 基本方針及び基本計画 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関し、主務大臣は基本方針を、都道府県は基本計画を定めなければならないこととされた。また、主務大臣は、都道府県に対し基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めることとされた。 (3) 配偶者暴力相談支援センターによる自立支援の明確化及び調整機能の発揮等被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと等を、配偶者暴力相談支援センターの業務として明記することとされた。 (4) 民間団体との連携 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体との連携に努めることとされた。 (5) 福祉事務所による自立の支援福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を請するよう努めることとされた。 (6) 関係機関の連携協力 都道府県又は市町村の関係機関との他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めることとされた。
			18/24

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向 具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
(4)暴力行為への厳正な		
暴力行為からの安全の	· · · · · ·	暴力行為からの安全の確保
加害者の暴力や接近な		・7-1(2) 「厳正かつ適切な対処の推進」参照(警察庁)
して被害者の安全を確保 に活用される、民事保全	ナーサベ	
に活用される、氏事体主 く仮処分や家事審判規則	「「「一」 4 人トーカー11 付守」	
前の仮の処分などの制度		
て、関係者に手続や民事	法律扶助 ストーカー事案に関して 警察がどのような取締り	
制度などに関する情報提	供を行 わ対応ができるのかたどについて 今後 一般国民	
う。さらに、制度の十分 図る方策や制度の実効性	の体化学 に対する仏報や言宗での依括有に対するカかりやす	
について、法制度の在り		
幅広く検討する。	、 (2) 被害者の救済の充実	
また、ストーカー規制	法の趣 へ後とま神宝老の勅洛た女宝させるため 繁家	
旨、内容について周知を	図るとと の迅速が対応や関係者関の竪密が連携を図っていく	
もに、同法に抵触するも ては、同法に基づき、警		
命令等の行政措置、検挙	世界学上	
より厳正に対処する。	(3) 配偶者暴力防止法との連携強化 警察は、ストーカー規制法に基づき、親族等の	
****	並めに広じて 加宝老人塾生笙を行うことに上げ	
被害者の立場に立った 適切な対処の推進	に厳止かつ 配偶者からの暴力による被害者及びその親族等のよ	
	り効果的な保護に努めていかなければならない。	
夫・パートナーからの: いては、家庭内の事案で		
のみをもって犯罪となら		
	罪、強姦 するための選択肢を一つでも多く紹介し、これを活	
	件できる 用していくことが必要である。	
場合は、夫婦等という関		
しつつ、被害者の意思を 検挙その他の適切な措置		
て、厳正かつ適切に対処		
事事件として立件できな	い場合に 該人格権を被保全権利として、裁判所に接近禁止そ	
ついても、事案に応じて		
衛・対応策を教示すると 必要があると認められる:		
て、被害者への支援を行		

関連提言等

・D「1 性犯罪」

ため、強姦罪、強制わいせつ罪、 (1) 加害者の厳正な処罰

- A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定)
- B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定)
- C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告)
- D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

児童福祉法の淫行をさせる罪等。 関係諸規定を厳正に運用し、適正 かつ強力な性犯罪捜査を推進する とともに、適切な科刑の実現に努 める。	(ア) 強姦罪の法定刑の引上げ 強姦罪の法定刑の引上げ 強姦罪の法定刑(刑法第177条、2年以上の 有期懲役)の下限を3年に引き上げるなど、の引上げるを検討するべきである。 イ 家庭内における児童に対する性的虐待への厳 正対 な対処 今後とも不可決して で
	ウ 盗撮に関する法整備 女性の性的尊厳やプライバシー保護の観点を十 分考慮しつつ、加害者を厳正に処罰するための法整 備を行うことを検討する必要がある。
	エ 痴漢等の取締りの徹底等 今後も取締りを徹底し、加害者を厳正に処罰し ていくべきである。 鉄道会社は、被害の実態把握に努めるととも に、痴漢等の防止対策を推進する必要がある。
	オ PTSD以外の精神障害が傷害罪の対象になり 得ることの周知 司法関係者、医療関係者等に対し、PTSD以外の精神障害についても傷害罪の対象になり得ることの周知を積極的に図るべきである。

施策の基本的方向

策の推進

3 性犯罪への対 (1)性犯罪への厳正な対処

具体的施策

女性に対する性犯罪への対処の

施策の実施状況及び関連統計等

・第161回国会に刑法等の一部を改正する法律案を提出しており,現在審議中である。(法務省) 本法律案においては、以下のとおり、強姦罪等の法定刑を引き上げるとともに、2人以上の者が現 場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新たに設ける こととしている。

法定刑引上げ

・強制わいせつ 6月以上7年以下の懲役

6月以上10年以下の懲役

2年以上15年以下の懲役

3年以上20年以下の懲役 ・強姦致死傷 無期又は3年以上15年以下の懲役

無期又は5年以上20年以下の懲役

新設

・集団強姦等 4年以上20年以下の懲役

・集団強姦等致死傷 無期又は6年以上20年以下の懲役

・ 強姦、強制わいせつ及び公然わいせつ等の認知件数等(警察庁)

	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
強姦	2,260	2,228	2,357	2,472
強制わいせつ	7,412	9,326	9,476	10,029
公然わいせつ()	1,547	1,766	2,030	2,370

平成8年以後はショーによるものを除く。平成7年以前は区分を設けていなかったため、ショーによるものを含む。

・ 児童相談所における児童虐待の内容別相談件数 (厚生労働省)

	総数	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
12年度	17,725	8,877	754	6,318	1,776
	100%	50.1%	4.3%	35.6%	10.0%
13年度	23,274	10,828	778	8,804	2,864
	100%	46.5%	3.3%	37.8%	12.3%
1 4 年度	23,738	10,932	820	8,940	3,046
	100%	46.1%	3.5%	37.7%	12.8%
15年度	26,569	12,022	876	10,140	3,531
	100%	45.2%	3.3%	38.2%	13.3%

・ わいせつ事犯の検挙件数及び検挙人員等(警察庁)

		H 1 3	H 1 4	H 1 5
検	学 件 数	1,889	1,966	2,070
	公然わいせつ(刑法第174条)	1,438	1,573	1,706
	カロピラ初膜中寺(刑広第173 冬)	451	393	364
検	挙 人 員	1,858	1,860	1,888
	公然わいせつ(刑法第174条)	1,266	1,377	1,456
	ター)	592	483	432
わいせ	つ 物 押 収 点 数	341,568	296,714	556,852
	ビデオテープ	289,219	236,073	347,517
	C D 、 D V D 等	32,662	42,699	166,547
	公刊 出版物	3,510	16,834	0
	その他	16,177	1,108	42,788

・ 児童に淫行をさせる行為検挙件数(児童福祉法第34条第1項第6号違反) (警察庁) H 1 2 H 1 3 H 1 4 H 1 5 327 415 501 475

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
		(3) 性犯罪を許さない社会環境の醸成 ア わいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット等の制限 インターネットによりわいせつ画像を閲覧させ るなどの行為については、厳正な取締りに努めるべ	・ 児童を有害コンテンツから保護し、その健全な育成を図るため、現在パソコン向けに実現している有害コンテンツのフィルタリング(選択的 遮断)機能をモパイル(携帯電話等)向けにも実現するための研究開発を推進(総務省 16年度~)
		きである。 今後も、諸外国と連携しつつ、I T技術の進展 に対応した取組に努めていくことが必要である。 児童に対しては、風営適正化法、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「出会い系サイト規制法」という。)、青少年保護育成系例等により、児童が有害な情報を目にしないような規制がなされており、今後ともこのような児童に対する特別な配慮を行う必要がある。	 ・少年相談等の機会を捉えた児童虐待事案の早期発見、児童を保護する観点から適切な事件化、児童相談所長からの要請に応じた適切な援助、被害を受けた児童への支援等を実施(警察庁 平成13年~)(5-1(1) に前掲) ・「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発用リーフレット・ビデオの作成(警察庁)(7-1(2) に前掲)

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
300 大水、小・金田・中、日コノノドリ	性犯罪捜査体制の整備、性犯罪	こうした政府の取組と合わせ、これらわいせつな雑誌等については、それらの業界においても、自らの社会的な役割を自覚するとともに、業界の健全な発展が最終的に利益につながることを認識し、自主的な規制に取り組んでいくことが望まれる。	ルスの実施が加及の関連統計 号
	接査員の育成 全国の都道府県警察本部に設置 している性犯罪捜査指導官及び性 犯罪捜査指導係を効果的に運用す るとともに、各都道府県警察署で 指定している性犯罪捜査員につい て、その育成と体制の拡充を推進 する。		性犯罪捜査の指揮、指導等にあたる「性犯罪捜査指導官」をすべての都道府県警察に設置(警察庁) 性犯罪捜査指導官の下でその補佐等に当たる「性犯罪捜査指導係」をすべての都道府県警察に設置し、女性警察官約100 名を含む約260名を配置(15年4月1日現在)(警察庁)(1 - (2) に前掲) 性犯罪発生時に被害者の事情聴取等の捜査活動等に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として指定(警察庁)
	性犯罪の潜在化防止に向けた取		性犯罪の潜在化防止に向けた取組
	性 「性犯罪被害110番」の活用や女性の警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。		・被害者が安心して被害申告、相談等ができるよう、すべての都道府県警察本部に「性犯罪110番」等を設置(警察庁)
		・D「1 性犯罪」 (1) 加害者の厳正な処罰 イ 家庭内における児童に対する性的虐待への厳正な対処 今後とも刑法上の強姦罪や児童福祉法(児童に 淫行をさせる行為)を適用して家庭内における児童に対する性的虐待の取締りの強化に努めるべきる。 保育士、教員、医師等に対する啓発活動を行うことにより、性的虐待の顕在化を図る必要がある。 家庭内における児童に対する怪的虐待への対し、児童福祉法を活用することにより児童福祉の観点から行うことが望ましい。 児童に対する性的虐待については、被害者が訴え出ることが困難であるというその特性にかんがみ、悪質な事案につき敵正に対処して加害者を第一に考えていくことが必要である。	
		(3) 性犯罪を許さない社会環境の醸成 イ 性犯罪を許さない社会環境の醸成 性犯罪の防止のためには、社会の各界におい て、女性の性を商品化するような世相への批判を強 め、性犯罪は許されるものではなく、その発生防止 は国民一人ひとりの責務であるとの意識啓発を行っ ていくことが必要であり、女性の人権を尊重する啓 発活動に努めるべきである。 学校において、氾濫する情報の中から有益情報 の取捨選択ができるような教育を推進する必要があ る。	

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提吉等	施策の実施状況及び関連統計等						
	(2)被害者への配慮 指定被害者支援要員制度の効果 的運用 指定された警察職員が事件直後 から被害者に付き添い、被害者の ニーズを踏まえた適切な被害者支 援活動を実践する。		指定被害者支援要員制度の効果的運用 ・ 指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎、困りごとの相談等そのニーズに応じた適切な支援活動を推進(警察庁) 指定被害者支援要員数(平成15年12月末現在): 約21,000名(うち、女性約3,700名)						
	被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進 被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分配慮するとともに、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、女性警察官の配置、活用や被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進に努める。	・D「1 性犯罪」 (2)被害者への配慮とケア ア 女性の被害者の立場に立った刑事手続の実施 今後とも、被害を受けた女性の精神的苦痛に配 慮した運用をさらに進める必要がある。 特に、弁護人は、性犯罪の被害者に対する尋問に 際しては、十分に配慮すべきである。 全国どこでもカウンセリングが受けられるよう にするなど、これらの被害者対策を一層推進する必要がある。 イ 女性警察官の採用の拡大 被害者対策等の分野においては、引き続き女性 警察官の積極的活用に努める必要がある。 後も女性警察官の採用の拡大に努める必要がある。	被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進 ・ 警察施設外の相談スペースの借上げや、内装や設備等に配慮した事情聴取室及び被害者対策用車両の整備の推進(警察庁) ・ すべての都道府県警察において「捜査員のための被害者対応マニュアル」を作成し、活用 (警察庁) ・ 性犯罪捜査用装備資機材の整備・充実(被害者の精神的負担の軽減を図るため、すべての都道府県警察で、性犯罪捜査証拠採取セット及び実況見分時に被害者の代役として利用等するダミー人形の整備を推進)(警察庁)						
	め、全国的に構築している産婦人	・D「1 性犯罪」 (2)被害者への配慮とケア ウ 被害者のケアのための対策の充実 被害者を最初に治療する医師等医療関係者に対 する性犯罪の証拠採取方法等に関する情報提供や性 犯罪に遭遇してしまった場合の対処方法に関する女 性一般に対する情報提供が必要であるとともに、性 犯罪被害者のケアを専門的に行うセンターも求めら れている。	関係機関との連携の推進 ・ 性犯罪被害者への適切な診断、治療及び証拠資料に際しての被害者の負担を軽減するため、すべての都道府県警察において、産婦人科医師会等とのネットワークの構築により、連携を推進(警察庁)						

- 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告 A:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」(平成13年10月 男女共同参画会議決定) B:「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について(その2)」(平成14年4月 男女共同参画会議決定) C:「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月 報告) D:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月 報告)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等							
	性的虐待による被害等を受けた場合、その後の健全育成に悪影響を与えるおそれが大きいことから、被害少女の精神的負担を軽減し、その立ち直りを支援するための活動を積極的に推進する。	・D「1 性犯罪」 (2)被害者への配慮とケア ウ 被害者のかアのための対策の充実 今後とも、被害者の心のケアに関する専門家の 養成等を通じ、相談活動の充実を図る必要がある。 特に、性的虐待を受けた児童に対するケアについ ては、児童養護施設への個別ケア担当職員や心理療 法担当職員の配置など、安全感や安心感の得られる 生活環境に配慮した専門的かつ個別的なケアを確保 する必要がある。	被害少女に対する支援活動の推進 ・「被害少年カウンセリングアドバイザー」や「被害少年サポーター」等の協力を得て、少年補導職員、少年相談専門職員等による被害少女に対する継続的支援の実施(警察庁)							
被害者連絡等の推進 担査の状況などを連絡する警察 の被害者連絡制度や加害者がどの ような処分を受けたかなどを通知 する検察の被害者等通知制度に基 づき、被害者に対する情報提供を 促進し、精神的負担の軽減に努め る。 また、被害者に対し、犯罪者の 刑務所からの釈放に関する情報を 通知する制度の導入について、犯 思素の必義再生物をのガライバ							、(法務省 13年 保護を図るため 内訳	₹3月1日~)		
	罪者の改善更生やそのブライバ シーに与える影響をも考慮しつ つ、検討を進める。		検察庁	15年 1度について、より に備え付け、国民 再被害防止のため 14年 15年 注)平成15年につ	79,454 国民の理解を得 に配布するなど の釈放予定等通 通知希望者数 264 344 いては ,1月か	33,376 るため、パンフレ	17,981 ット及び法務省 希望者数,通知 である。	26,715 省ホームページ 山者数	1,382	,バンフレットについては、全国の各